

称号及び氏名 博士（言語文化学） 池上 保之

学位授与の日付 2020年3月31日

論文名 『徒然草』研究—文章形態分類と個別章段の再検討—

論文審査委員 主査 田中 宗博

副査 青木 賜鶴子

副査 西田 正宏

論文要旨

本博士論文は、兼好法師によって書かれた『徒然草』を考察対象とした。『徒然草』は序段と二四三段に章段分けされるが、これらの中には様々な内容の章段が存在する。そして、その文体（記述方法）も多様である。本論文は、第一章で、この文体に着目し、文体毎に章段を分類、それらのグループでどのような内容が述べられているか傾向分析を行った。次に第二章では、個別の章段について、古注釈以来の研究史を踏まえ、また近世における絵画資料なども参照しながら、再検討を行った。その際、歴史学などの知見にも学びつつ、解釈を行った。まず、本論文「はじめに―『徒然草』研究状況と本論文の目的―」において、昨今の『徒然草』研究状況を概観し、本論文の目的を述べた。

第一章「『徒然草』文章形態分類とその分析」では、過去の助動詞「き」「けり」を分類の基準として、『徒然草』の章段を、次の四つに分類した。すなわち①説話章段、②言談章段、③物語章段、④有職故実的章段である。

第一節「形態分類とその傾向」では、『徒然草』の文体の多様性を確認し、過去の助動詞「き」「けり」を基準として、形態毎に分類した。その上で、伝承伝聞の過去の助動詞「けり」で記述される説話章段について、先行研究を概観し、『徒然草』の表現世界を押し広げた、重要な章段群であることを確認した。次に、物語章段は、助動詞「き」「けり」を用いずに現在時制で叙述された逸話の章段であり、これまでも第四三・四四・一〇四・一〇五段が指摘されていた。これらの章段は、兼好自身の体験を核として、王朝物語文学に見える語彙を用いて、創作された章段と捉えられているが、本論文では、これらの四章段に、それぞれ四季が配されていることを指摘した。さらに、同様の形態の章段として第九二・九三段を指摘した。これらの章段は王朝物語ではなく、説話文学と通う内容を持つ章段であるが、「き」「けり」を用いず現在時制で叙述され、兼好によって創作された話である可能性が高い。そして、内容も『徒然草』の諸段に見出すことができる思想と通うものであった。

次に、第二節「言談章段の研究」である。過去の助動詞「き」を用いて兼好自身が話を聞き取っている章段を抽出し、話者の階層ごとに分類して分析した。その結果、1、貴人の仰せを記す章段では、やはり有職故実などの知識を伝えるものが多くあった。2、道々の専門家の言談でも、それぞれの専門の知識が伝えられていた。3、僧侶の言談では、様々な内容が語られるが、すべて肯定的に捉えられるものであった。4、社会階層の不明な人物では、身分は決して高くなくとも、教訓など資するものを読み取る言説を積極的に収集していたことが知られる。兼好は多くの章段で、その階層に相応しい言説を積極的に取り込んでいた。

第三節「有職故実的章段の研究」については、『徒然草』は「随筆」と言われるなど、兼好の思想に注目される場合が多いが、有職故実などの知識を短文で記す章段もかなりの数に上る。これらを記した兼好の意識を探った。言談録である『中外抄』『富家語』などと比較すると、『徒然草』中に現れる有職故実は、言談録に現れる話柄と共通するものが多いことが分かる。兼好自身が利用できる知識ではないが、それを知っていることは兼好の属した階層においても有益であったものと考えられる。また失われつつある王朝文化を、後代に残し伝えようとする意識を見出すこともできる。

第二章「個別章段の再検討」では、『徒然草』の個別章段について、近世から現代までの注釈や絵画資料を参照し、歴史学の知見などにも学び、再検討を行った。

第一節「『徒然草』第一〇段再考」では、徳大寺実定邸の棟に張られた縄を、火災の凶兆となる鴉を避けるためのものであったと指摘した。鴉は当時、天狗など同一視され、火災の凶兆と捉えられていたようである。そして、実定が鴉を避けた理由として、邸宅が安元の大火により焼失した後、再建された館が再度火災に遭うことを恐れたものだった可能性を指摘。兼好はそのように理解したものと考えられる。また、第一〇段は、兼好の住居論について述べた章段であり、「時の間の煙」という語などから、いくつかの記憶が引き出される中で書かれた章段だと捉えた。

第二節「『徒然草』第一一段再考―柑子とその囲いについて―」では、ある山里の庵にあった柑子の木が盗人を避けるために回りを囲われていたと解釈されてきたが、本文には「この木なからましかばと覚えしか」という

ように、木自体が問題となつてゐることを指摘した。そして、柑子は当時、商品価値のある比較的貴重な食糧であつたことを示し、そのような高級品があつたことが、遁世生活の見本として感動してゐた兼好を、幻滅させたと指摘した。また、柑子を囲つてゐたものは、神無月の寒気から柑子を守るための防寒垣であつた可能性を指摘した。

第三節『徒然草』第三二段考―「その人」の解釈をめぐつて―では、兼好が、ある貴人と訪れた家の主は、本文「その人」としか書かれていないが、今日では女性であると考へられてゐる。しかし、近世の注釈や絵画資料を見ると、近世では男性と捉えられたことを指摘。近世以来の解釈を辿つた結果、明治の末頃から今日に続く解釈が始まつてゐたことを探つた。また、なぜ兼好は性別を明らかにしない、「その人」という本文を選択したのかについて考察した。第三二段は、無常観を基調とした章段群の中にあり、恋愛を意識すべき章段として描かれていたわけではないと考へた。また、兼好は意図的に「その人」と記述したわけだが、その人物が男性であつた可能性も十分にあるものと考えた。

第四節『徒然草』享受の一視点―第三七段を中心として―でも、今日多くは女性と捉えられる人物の、近世以来の解釈を辿つた。最も早い絵画化と考へられる『なぐさみ草』挿絵に描かれる二人の貴人について、「ともある」という語を手掛かりに解釈史を辿つた。すると「ともある」を「友ある」と理解した人達が存在し、『なぐさみ草』挿絵も貴人二人の「友がある」時と解釈して絵画化されたものだったと指摘した。そして、このような「ともある」の解釈は、一段の人物関係を男性同士の友情と捉へることに関係してゐたことを指摘した。今日でも、この人物は男性説・女性説が存在しており、決着をみていない。

第五節『徒然草』第四一段考―樗の上で眠る法師―では、賀茂競馬での兼好の体験を記した章段について検討した。兼好達は、樗の木の上で眠る法師を発見したのだが、その時期には、樗に薄紫色の花が咲いたと考へられ、視覚的には紫雲に乗る聖のように捉えられた可能性を指摘した。そこから、木の上の愚かな法師は、視覚的には聖なる存在に映つたと考へられる。また、兼好が「生死の到来」という場にそぐわない発言をした理由は、木の上で眠つてゐる法師の見物態度が、第一三七段等に見えるような、兼好の庶幾した、執着しない態度に通つてゐたため、それを罵る観衆への軽い反発心から呟くように発されたものだと指摘した。

第六節『徒然草』第一六二段考―承仕法師はなぜ捕らえられたのか―について。遍照寺の承仕法師が池の鳥を殺してゐた事件は、今日の解釈では、殺生戒を破つた狂気の法師による残酷な奇談というように捉えられてゐる。しかし、法師が殺した雁などの野鳥は、当時は食料となり、また商品ともなつた有用な資源であつた。そこから、法師の罪は殺生というよりも、偷盗だったのではないかと指摘した。そうすると、村民たちが法師を捕らえた理由も、村の権益を侵害されたためと考へることができる。また検非違使庁での処置も、盗品の鳥を首に掛けて投獄するという、ある種の故実に通じるものだったと考へられる。一段は、残酷な場面を描いた章段ではあるが、最終的な焦点は、公的秩序に従つた村民の態度や、故実に通じた検非違使別当堀河基俊を称賛した章段であると捉へることができる。

資料編では、近世後期と考へられる『徒然草』の注釈書である、架蔵『寂寞大概』について翻刻掲載し、解題を付した。写本の注釈書であり、第三三段までの注解が存在する。奥書を欠き、続きがあつたかは不明である。内容として、先行する注釈書の影響を受けてゐるが、独自の見解も多く、特に、第一〇段の鴉避けの縄について、それが火災を避けるためのものであつたことを指摘してゐる。これは、他注釈には見出せない見解であり、注目すべきものである。

学位論文審査結果の要旨

論文提出者氏名 池上 保之
論文題目 『徒然草』研究—文章形態分類と個別章段の再検討—

1 この論文の意義

本論文は、兼好法師著『徒然草』を研究対象に定め、一書の総括的理解を図ると共に、個別章段の〈読み〉の深化を目指すものである。今日『徒然草』は、通常二四三の章段に分けて読まれるが、そこには様々な文体による多様な内容の記述がある。論者は、先行研究の成果に学び、過去の助動詞「き」「けり」の使い分けや、過去の助動詞の使われない章段があることに着目、説話章段・物語章段・言談章段・有職故実的章段を識別する。以下、言談章段・有職故実的章段について具体的に分析、前代貴族文化の積極的な継承としての意義を評価する。一方、個別章段の解釈をめぐるのは、現行の通説を批判的に吟味し、各話論的視点から考察を加える。その際、『徒然草』享受史を広く展望して、近世の注釈の説や版本に付された絵画資料等を援用、一般的理解とは異なる〈読み〉の可能性を提示し得ている。総じて、多様な内容を有する『徒然草』の包括的理解には、類想章段をグルーピングして著述意図を窺うことと、個別章段を当時の文化状況において正しく解釈することが求められるが、本論文はよくそれを実践したものとして、研究上の意義を認めることが出来る。

2 この論文の概要

本論文「はじめに」は、まず「一 昨今の研究状況」で、『徒然草』をめぐる先行研究を①兼好伝 ②諸本 ③「随筆」というジャンル ④享受 ⑤絵画 ⑥和歌 ⑦その他…に分類して概括、その上で「二 本論文の目的と構成」を掲げる。この部分は、多方面に及ぶ『徒然草』の研究展望として有意義で、本論文を研究史上に定位するに足るものである。

第一章第一節は、過去の助動詞「き」が著者の直接的な体験を表し、「けり」は伝聞伝承の過去を表すとする通説を容れ、意識的な使い分けがなされているとの前提のもと、章段のグルーピングを図り、その四類型のうち「説話章段」と「物語章段」について概述する。その上で第二節の「言談章段」の分析と、第三節の「有職故実的章段」の分析に進む。この第二節以降が本章の中核となる論考で、先行の言談録『中外抄』や『富家語』とのテキストレベルでの類似を具体的に提示し、過去の文化伝統を繋ごうとする志向を確認、軽視されがちだった章段群に再評価の途を拓いている。

第二章「個別章段の再検討」は、近時論者が継続的に進める各話論的分析がまとめられたもの。対象となる章段には、隠者の庵の柑子の木に幻滅した話や、賀茂の競馬を樹上で見物する僧の話など、古典の初等教育の題材ともなる周知のものも含まれる。兼好の実見譚の体裁のものも、伝聞された説話的な章段もある。これら章段については、解釈もほぼ固まっていると考えられがちだが、論者は別の解釈の可能性を提示する。その際、近世の注釈や絵画資料を補助線に、今日あまり顧みられない解釈が再検討されるなど、丁寧な学的手続きを踏まえた論述となっている。あわせて、歴史学や美術史さらには植物学の知見に学ぶなど、学際的な論述も展開されている。

以下「おわりに」で総括がなされた後、「資料編」として論者が購入・架蔵する注釈書『寂寞大概』（江戸後期写か）が、解題を付して全文翻刻されている。同書は学界未紹介のもの

で、本論中にもその説が援用されるように、今後の活用が俟たれる資料である。

3 この論文の評価

本論文は広く知られた『徒然草』を対象とする研究として、質量ともに学的水準を満たすものと認められる。以下、審査基準に基づく評価を記す。

1) 研究テーマが絞り込まれている。

本論文は、『徒然草』というテキストを対象とする、焦点化した研究の成果である。古典教材としても使われ、多くの注釈書や現代語訳があり、広く評論やエッセイでも言及される『徒然草』については、膨大な言説の蓄積をみる。その中で本論文は、明確な問題意識に即して、十分に研究テーマを絞り込み、適切に論証を構築したものと評価される。

2) 研究の方法論が明確である。

本論文第一章は、『徒然草』を既存の先行文芸（言談録・有職故実書等）との関わりにおいて、捉え直そうとするものであり、実際に『中外抄』や『富家語』と『徒然草』のテキストを並置し、その類同性を明快に指摘している。その手法は、テキスト比較の方法として正統なものである。一方、第二章の各話論的論述では、通説を疑う論者の発想が、近世の注釈や絵画資料・近現代の言説を論拠に、具体的に展開されており、その方法論は各節に共通する明確なものである。

3) 先行研究についての調査が十分に行われ、その知見が踏まえられている。

『徒然草』に関わる多数の先行研究については、「はじめに」「—『徒然草』研究状況と本論文の目的」に適切な整理がはかられている。その中で、近時兼好の伝記研究に新局面を拓いた小川剛生氏の説が特記されるが、本論文はそれを承けて、初出時原稿の再検討と論の修正がなされている。ほかにも、先行研究の調査は網羅的かつ適切で、その批判的吟味に基づく論述には手堅いものがある。調査範囲は、歴史学・美術史・植物学等の周辺領域にまで及び、学際的である点も評価される。

4) 結論に至る議論の展開が十分な論拠に支えられ、かつ論理的である。

本論文は二章構成で、異なる視角から『徒然草』研究を試みている。第一章は、複数の章段を関連づけ、分類することで一書の内実に迫るもの、第二章は、個別の章段の解釈を追求するもので、両者は別途の議論の展開が要請される。本論文は、その展開の過程で、常にテキストに即した論拠を掲げることが企図しており、新見の提示についても、必ず先行研究や周辺資料に論拠を求めるなど、実証性の伴う論理が展開されている。

5) 当該分野の学術研究の進展に貢献する、独創性を備えた内容である。

本論文は、一般に随筆として了解される『徒然草』に、言談録・説話・物語等の多様な側面があること示し、以て文学史上の定位についても再考を求める内容を有する。また個別章段については、かなり著名なものについても、解釈に再考の余地があることを具体的に提言する。この両面において、本論文は『徒然草』研究のみならず、作品享受史を含む文学史研究についても、学術研究の進展に貢献する独創性を備えたものと評価される。

4 審査委員会の結論

以上、本論文は『徒然草』に関わる諸問題の考察を目指し、先行研究の調査と批判的検討を基礎に、周辺諸学の成果にも学びながら、著者独自の構想を論理的に展開・記述したものと認められる。もとより結論のすべてが、当を得た新見として受け入れられるか否かは、今後の検討・評価を俟つべきではある。それでも本論文が『徒然草』をめぐる研究に、一石を投げ得るものであることは疑えない。この点を高く評価し、本審査委員会は全員一致で、本論文が本研究科言語文化学専攻の博士論文審査基準をすべて満たし、博士（言語文化学）の学位取得にふさわしいものであると結論づけた。